

改 正 後	改 正 前
<u>浦安市みどりの条例</u> （目的） 第1条 この条例は、市、<u>市民及び事業者</u>が一体となつて、<u>みどりの創出、育成及び保全を推進することにより、まち全体のみどりの充実及び質の向上を図り、みどりでつながるまちを実現する</u>ことを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>みどり</u> 樹木、いけがき、草花等の植物並びに樹林地、草地、水辺地等の自然的環境を有する土地及び空間をいう。 (2) <u>市民</u> 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。 (3) <u>事業者</u> 市内において事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。 （責務） 第3条 市長は、<u>第1条</u>の目的を達成するため、市が管理する公園、<u>緑地</u>、道路、学校その他の公共用地の緑化<u>及びその適正な管理</u>に努めるとともに、みどりの<u>保全</u>と緑化の推進に関する総合的な施策を講じなければならない。 2 <u>市民</u>は、自己の<u>所有し</u>、又は管理する土地の緑化<u>及びその適正な管理</u>に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。 3 <u>事業者</u>は、良好な環境が確保されるよう自ら緑化<u>及びその適正な管理に努める</u>とともに、市が実施する施策に協力するものとする。 （市、市民及び事業者の連携協力） 第4条 市、市民及び事業者は、<u>第1条</u>の目的を達成するため、適切な役割分担の下、連携協力を図るものとする。	<u>浦安市みどりを育てる条例</u> （目的） 第1条 この条例は、市と住民が一体となつて、<u>積極的にみどり（樹木をいう。）を育成し、その保護に努力し、良好な市街地の環境を整え、「緑あふれる海浜都市」の建設を図る</u>ことを目的とする。 （責務） 第2条 市長は、<u>前条</u>の目的を達成するため、市が管理する公園、道路、学校その他の公共用地の緑化に努めるとともに、みどりの<u>保護</u>と緑化の推進に関する総合的な施策を講じなければならない。 2 <u>住民</u>は、自己の<u>所有</u>又は管理する土地の緑化に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。 3 <u>工場、事業所等を経営する者は</u>、良好な環境が確保されるよう自ら緑化の<u>措置を講ずる</u>とともに、市が実施する施策に協力するものとする。 4 <u>開発行為者は</u>、その事業活動に当たつて、みどりの<u>保護と緑化の推進のため、別に定める基準により、適切な措置を講ずるものとする。</u>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
(調査、研究及び知識の普及) 第5条 市長は、みどりの<u>保全</u>と緑化の推進に関し、総合的な調査及び研究を行い、<u>市民</u>等の自主的な緑化活動に資するとともに、知識の普及に努めなければならない。 2 市長は、みどりの<u>保全</u>と緑化の推進に必要な技術的指導及び助言をすることができる。 <u>(市の木及び市の花)</u> 第6条 市の木は「<u>イチヨウ</u>」とし、市の花は「<u>ツツジ</u>」とする。 (保存樹木の指定) 第7条 省 略 (指定の解除) 第8条 省 略 (所有者の変更等の場合の届出) 第9条 省 略 (緑化強調運動) 第10条 市長は、<u>第1条の目的を達成する</u>ため、毎年緑化強調月間を定め、各種行事を行うものとする。 (助成) 第11条 市長は、みどりの<u>保全と緑化</u>の推進のため、次の各号に掲げる事項について、予算の範囲内で必要な助成をすることができる。 (1)～(3) 省 略 (委任) 第12条 省 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年9月1日から施行する。</u>	(調査、研究及び知識の普及) 第3条 市長は、みどりの<u>保護</u>と緑化の推進に関し、総合的な調査及び研究を行い、<u>住民</u>等の自主的な緑化活動に資するとともに、知識の普及に努めなければならない。 2 市長は、みどりの<u>保護</u>と緑化の推進に必要な技術的指導及び助言をすることができる。 <u>(市の木)</u> 第4条 市の木は、「<u>イチヨウ</u>」とする。 (保存樹木の指定) 第5条 同 左 (指定の解除) 第6条 同 左 (所有者の変更等の場合の届出) 第7条 同 左 (緑化強調運動) 第8条 市長は、<u>みどり豊かな住みよい環境づくりのため</u>、毎年緑化強調月間を定め、<u>緑化推進のため</u>各種行事を行うものとする。 (助成) 第9条 市長は、みどりの<u>保護と緑化推進</u>のため、次の各号に掲げる事項について、予算の範囲内で必要な助成をすることができる。 (1)～(3) 同 左 (委任) 第10条 同 左